

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 421

2022年 4 月号 APRIL



## 今月のお知らせ

社会保険料率に変更されています。  
事務処理に気を付けてください。

- ✎ 4月から変わっています
- ✎ 各市町村のコロナ支援金
- ✎ はしやすめ ・誕生石が63年ぶりに10種類追加



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 4月から変わっていきます

## 令和4年3月分(4月納付分)より長崎県の健康保険・介護保険の料率に変更されます

- 健康保険料率 10.26% → 10.47% (労使折半5.235%ずつ)
- 介護保険料率 1.80% → 1.64% (労使折半0.82%ずつ)
- 子ども・子育て拠出金 0.36% (全額事業主負担) ※変更なし

## 雇用保険料率は2段階の変更となります。給料から控除する料率は10月より変更されます

	R4.4.1 ~ R4.9.30			R4.10.1 ~ R5.3.31		
	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
建設	4/1000	8.5/1000	12.5/1000	6/1000	10.5/1000	16.5/1000
農林水産	4/1000	7.5/1000	11.5/1000	6/1000	9.5/1000	15.5/1000

## 個人に係る保険料

- 国民年金保険料 月額16,610円 → 16,590円 (20円減)
- 国民健康保険税 (長崎市の場合)  
所得割率8.1%【上限98万円】 → 9.0%【上限102万円】 (0.9%増、4万円増)
- 後期高齢者医療保険料 (長崎市の場合)  
所得割率8.98%【上限64万円】 → 9.03%【上限66万円】 (0.05%増、2万円増)
- 介護保険料 (長崎市の場合) 変更なし

## 65歳未満の在職老齢年金制度の見直し

これまで老齢厚生年金の基本月額と給与等の総報酬月額相当の合計額が「28万円」を上回る場合に年金の支給停止がなされていましたが、4月以降は65歳以上と同様に「47万円」に緩和されています。

## 年金の繰り下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げ

現在は原則65歳の受給開始年齢を繰り下げできるのは70歳までですが、4月からは75歳まで引き上げられ、年金の受給開始時期を自由に選択できるようになりました。

繰り下げた月数によって1月当たり0.7%年金額が増額します。

これまで増減率の上限は42% (60月) でしたが、84% (120月) となります。

対象となるのは

- ① 令和4年3月31日時点で70歳未満の方 (昭和27年4月2日以降生まれの方)
- ② 老齢年金を受け取る権利が発生した日から5年を経過していない方 (受給権発生日が平成29年4月1日以降の方)

ただし、在職老齢年金で支給停止を受けている部分は増額対象となりません。また、加給年金や振替加算については増額対象にならず、繰り下げ期間中は受け取ることもできませんのでメリット・デメリットをよく検討する必要があります。(65歳受給と比較すると繰り下げの方が上回るには12年かかる)

## 年金の繰り上げ減額率を見直し

年金を65歳より前に受給 (繰り上げ受給) する場合の減額率が4月より1月当たり0.5から0.4%へ変更されました。最大減額率30% (60月) が24% (60月) となります。

対象となるのは令和4年3月31日時点で60歳未満の方 (昭和37年4月2日以降生まれの方)

## 成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴う相続・贈与特例等の年齢要件見直し

相続時精算課税や直系尊属からの贈与に係る贈与税率特例等が4月1日以後、「20歳以上」から「18歳以上」に対象が見直されています。

# 各市町村のコロナ支援金

コロナウイルスの影響に伴い売上高が20%以上30%未満減少している事業者に対し、各市町村から支援金が給付されます。現在、ホームページ等で公表されているところをお知らせします。

## 長崎市 長崎市中小事業者等一時金（第4期）

申請要件	①2022年1月17日時点で長崎市内に本社または主たる事業所を有する者（個人事業主の場合は長崎市民） ②2022年1月～3月の事業収入が2019年～2021年の間の任意の年の同月比で20%以上30%未満減少している
給付額	申請要件を満たす月の売上減少額（1か月あたりの上限額10万円） 月ごとに減少額を算定し、いずれか2か月分、最大20万円支給
申請期間	2022年4月1日（金）～2022年5月31日（火）※当日消印有効
申請方法	郵送 申請書類等は長崎市のホームページからダウンロードできます
問合せ先	専用コールセンター ☎050-8882-8246 午前9時～午後5時まで（土日祝除く）

## 佐世保市 佐世保市事業者一時支援金

申請要件	①2022年1月19日時点で佐世保市内に本社または主たる事業所を有する者（個人事業主の場合は住民票上の住所が佐世保市内にあること） ②2022年1月～3月の事業収入が2019年～2021年の間の任意の年の同月比で20%以上30%未満減少している
給付額	申請要件を満たす月の売上減少額（1か月あたりの上限額10万円） 月ごとに減少額を算定し、いずれか2か月分、最大20万円支給
申請期間	2022年4月1日（金）～2022年5月31日（火）※当日消印有効
申請方法	郵送 申請書類等は佐世保市のホームページからダウンロードできます
問合せ先	佐世保市事業者一時支援金コールセンター☎0956-25-9710 午前9時～午後5時まで（土日祝除く）

## 諫早市 諫早市事業継続支援給付金（第2期）

申請要件	新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月から令和3年3月の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して20%以上30%未満減少している													
給付額	<b>基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5か月分</b> ※基準期間とは基準月を含む11月から3月までの期間 <b>【給付上限額】</b> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>年間売上高</th><th>給付上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>個人事業者</td><td>—</td><td>20万円</td></tr><tr><td rowspan="3">法人</td><td>1億円以下</td><td>40万円</td></tr><tr><td>1億円超～5億円以下</td><td>60万円</td></tr><tr><td>5億円超</td><td>100万円</td></tr></tbody></table> ※年間売上高とは基準月を含む事業年度の年間売上高		年間売上高	給付上限額	個人事業者	—	20万円	法人	1億円以下	40万円	1億円超～5億円以下	60万円	5億円超	100万円
	年間売上高	給付上限額												
個人事業者	—	20万円												
法人	1億円以下	40万円												
	1億円超～5億円以下	60万円												
	5億円超	100万円												
申請方法	現在準備中													
問合せ先	緊急経済対策室（商工振興部）☎0957-22-3520													

上記の支援金等については、国の事業復活支援金や各市町村の飲食店等営業時間短縮要請協力金の対象でないこと、市税の滞納がないことなどの要件があります

## 南島原市 南島原市事業応援支援金

申請要件	①2022年4月1日時点で南島原市内に本社または主たる事業所を有する者（個人事業主の場合は住民票上の住所が南島原市内にあること） ②新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月から令和3年3月の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して20%以上減少している ③長崎県大規模集客施設時短要請協力金及び飲食店等営業時間短縮要請協力金を受給していないこと ④令和3年10月31日以前から事業を営んでいること			
給付額	<b>売上高が30%以上減少している場合は国の事業復活支援金と併せて申請可能</b>			
	減少率	支給額	支援金の上限額	
			個人	法人
	20%以上 30%未満	基準期間の合計事業収入－対象月の事業収入×5	20万円	30万円
30%以上 50%未満	基準期間の合計事業収入－対象月の事業収入×5	5万円	10万円	
50%以上	－事業復活支援金の受給可能額	10万円	20万円	
	基準期間とは次の①から③のいずれか ①平成30年11月～令和1年3月、②令和1年11月～令和2年3月、③令和2年11月～令和3年3月			
申請期間	2022年4月1日（金）～2022年6月30日（木）※当日消印有効			
申請方法	郵送又は持参 申請書類等は南島原市のホームページからダウンロードできます			
問合せ先	南島原市商工振興課 ☎0957-73-6633 午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝除く）			

## はしやすめ

## 誕生石が63年ぶりに10種類追加



日本の誕生石は1958年にアメリカの宝石商組合が定めた誕生石を基に全国宝石卸商協同組合によって初めて発表されました。誕生石は、旧約聖書の「出エジプト記」に出てくるユダヤ教の高僧が胸につけていた12種類の宝石と新約聖書の「ヨハネの黙示録」の記述にある12の城門の土台を飾る宝石に由来します。

これまで日本の誕生石は19種類ありましたが、コロナウイルスの影響でダメージを受けたジュエリー業界を盛り上げたいと2021年12月、全国宝石卸商協同組合の改定案に日本ジュエリー協会と山梨県水晶宝飾協同組合が賛同し、63年ぶりに10種類の石が「日本の誕生石」として追加されました。

一覧表にしてみましたので、ご自身や身近な方へのプレゼントにいかがでしょうか。

	これまでの誕生石（和名）【石言葉】	新たに追加された誕生石（和名）【石言葉】
1月	ガーネット(柘榴石)【真実・友愛・情熱】	
2月	アメジスト(紫水晶)【心の平和・誠実】	クリソベリルキャッツアイ(猫目石)【驚嘆・慈愛】
3月	アクアマリン(藍玉)【聡明・沈着・勇敢】 珊瑚【幸福・長寿・知恵】	アイオライト(堇青石)【自己同一性・誠実】 ブラッドストーン(血石)【勇気・献身・勇敢】
4月	ダイヤモンド(金剛石)【永遠の絆・清浄無垢】	モルガナイト(緑柱石)【優美・清純・愛情】
5月	エメラルド(翠玉)【幸運・安定・夫婦愛】 翡翠【健康・繁栄】	
6月	ムーンストーン(月長石)【恋の予感・健康】 真珠【富・健康・長寿】	アレキサンドライト(金緑石)【秘めた想い・情熱】
7月	ルビー(紅玉)【情熱・仁愛・威厳】	スフェーン(楔石)【永久不変】
8月	ペリドット(橄欖石)【夫婦の幸福・豊穡】 サードオニキス(紅縞瑪瑙)【夫婦の幸福・結婚運】	スピネル(尖晶石)【内面の充実と安全・豊かな愛】
9月	サファイア(蒼玉)【誠実・徳望・愛情】	クンツァイト(リチア輝石)【無償の愛・恋人到来】
10月	オパール(蛋白石)【希望・純真無垢】 トルマリン(電気石)【希望・無邪気・広い心】	
11月	トパーズ(黄玉)【希望・友情】 シトリン(黄水晶)【友愛・希望・繁栄・富】	
12月	ターコイズ(トルコ石)【成功・繁栄・健康】 ラピスラズリ(瑠璃)【健康・愛和・清浄】	タンザナイト(灰簾石)【高貴・冷静・知性】 ジルコン(風信子石)【安らぎ・夢想・平穏】